容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ　落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第25条に基づく調査基準価格を下回る場合は、契約事務規程第26条の調査を行うものとする。なお、調査の内容は入札説明書によるものとする。

⑸　品質確保対策　本件の公示日現在における配置予定主任技術者の手持ち業務に、当機構発注の低入札役務がある場合は、当該技術者の手持ち業務量の制限を当初の設定から半減させる。

なお、この制限は本役務の履行期間中も継続するものとする。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。

⑼　詳細は、入札説明書による。

5　契約に係る情報提供の協力依頼　次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。

⑴　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

⑵　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

6　Summary

⑴　Official in charge disbursement of the procuring entity : ASAMI Hitoshi, Superintendent, Tokyo Regional Bureau of Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Making the property of Signaling equipment between Kanazawa station and Tsuruga depot of Hokuriku Shinkansen

⑷　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 6 June 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 a.m. 27 July 2023 (tenders brought with 10 : 00 a.m. 27 July 2023 or tenders submitted by mail 10 : 00 a.m. 27 July 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tokyo Regional Bureau of JRTT, 2―4―1 Shiba-Koen, Minato-ku, Tokyo. 105―0011 Japan, TEL 03―5403―8732

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和５年５月22日

西日本高速道路株式会社　九州支社

支社長　中村　　順

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40

○第10号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和５・６年度　九州支社管内材料価格等調査業務

⑶　業務箇所　西日本高速道路株式会社　九州支社管内

⑷　業務内容　本業務は、西日本高速道路株式会社九州支社が発注する工事において使用する材料等の価格について調査を行うものである。

⑸　履行期間　790日間

⑹　本業務は、入札前に業務実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。

⑺　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格

①　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

②　西日本高速道路株式会社における令和５・６年度調査等競争参加資格（経済調査）の認定を受けている者であること。

③　参加表明書の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域４」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

１）以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

２）以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

３）以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記１）又は２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。